

# 第5期障害福祉計画に係る国 の基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・就労定着に向けた支援
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築

## 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

- |                                   |                                  |   |  |
|-----------------------------------|----------------------------------|---|--|
| ① 施設入所者の地域生活への移行                  | ・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上         | ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減   | ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定  |
| ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】 | ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置 | ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に<br>(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減) | ・退院率:入院後3カ月 69%、入院後6カ月84%、入院後1年90%<br>(H27年時点の上位10%の都道府県の水準) |
| ③ 地域生活支援拠点等の整備                    | ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備             |   |  |

## 4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・発達障害者支援の一層の充実
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
- ・難病患者への一層の周知